

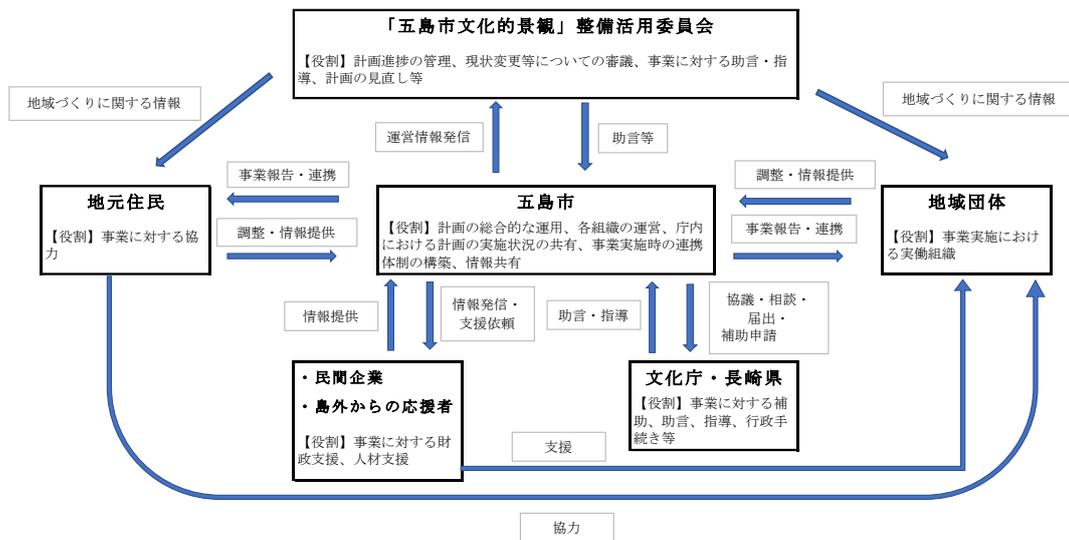
第7章 文化的景観を保存及び活用するために必要な体制に関する事項

1. 保存及び活用するために必要な体制に関する考え方

基本方針を踏まえ、保存及び活用するために必要な体制に関する考え方を以下に示す。

文化的景観担当課が中心となり、専門家と整備方針を整備活用委員会で検討する。その方針は随時景観まちづくり調整会議などを通して事業担当課に共有する。また島内にある民間団体と協力し、文化的景観地区を盛り上げる。その内容を民間企業や島外の応援者へ情報発信を行う。

下記図のように、整備活用委員会のもとに、市役所の各課と地元との関係の他、国や県などとも連携を取りながら行っていくことが示されている。



この検討体制をもとに、今後の本計画対象範囲の保存及び活用策の事業実施等にあたっての体制のあり方について、下記に述べる。

2. 地域団体の役割

●取組の経緯と活動団体・組織の概要

平成 23 年 9 月、久賀島全域が重要文化的景観に選定されことにより、地域住民にとっては、自分たちが暮らしてきた島の風景が大きく評価されたことから、普段の日常的な風景を魅力ある風景として将来にわたって保全・活用していくべきとの意識が生まれてきた。

選定後においては、当時、世界遺産登録を目指していた「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産であった「旧五輪教会堂」が所在する久賀島の五輪集落において、長年放置されてきた海岸漂着ごみの撤去作業が島民主導（久賀島地域福祉協議会主催）で実施された。

その後においても、細石流海岸、久賀島の代表的なツバキ林が位置する亀河原海岸、久賀島を一望できる折紙展望台付近の山中の不法投棄ゴミの回収・撤去作業などを島民主導で実施してきた経緯がある。

そのような中、平成 26 年（2014）度において五島市では、住民自治の観点から、市内各地区（13 地区）に「まちづくり協議会」を設置し、それまで関係部署がばらばらに町内会等に交付してきた補助金等を一本化し、地域住民主導でのまちづくりを目指すことになった。

久賀島と奈留島においても、「まちづくり協議会」が設置され、まちづくり活動の一環として、地域の景観保全活動などを主体的に行ってきた。

久賀島においては、まちづくり協議会の設置と同時に、国の重要文化的景観に選定されている「五島市久賀島の文化的景観」の価値を守るために、久賀島の地域資源を特産品や観光資源として活用し、将来的に島民が主体となって「暮らせるまちづくり」を進めていくための基盤を作ることを目的」として、地域の有志から構成する「久賀島ファーム」が設立された。

久賀島ファームでは、久賀島の島民の生活、営みの支えとなる活動や久賀島産の農水産物等を活かした特産品の開発、販売などの取組を中心に活動している。平成 28 年（2016）2 月には、活動実績が高く評価され、「久賀島における重要文化的景観の持続に向けた官民協働のまちづくり」として、久賀島まちづくり協議会、久賀島体験交流協議会、久賀島ファーム、五島市及び活動に携わってこられた大学研究者の方々とともに、平成 27 年（2015）度九州まちづくり賞（日本都市計画学会九州支部主催）を受賞した。

平成 28 年（2016）に五島市が旧所有者から土地、建物の寄贈を受けた旧藤原邸は、平成 30 年（2018）年 4 月より久賀島観光交流拠点センターとして供用が開始され、地元の団体である久賀島ファームが指定管理者として運営をしている。久賀島観光交流拠点センターでは久賀島の観光の拠点として魅力を発信するとともに昼食の提供や物品の販売を行っている。

奈留島においても、まちづくり協議会の設立以前から、地域振興、交流人口の拡大を目指す目的で設立された NPO 法人 DONDON 奈留が、「五島に来訪する方々に対し、五島の豊かな自然を活用した体験型観光等を通じて交流を図りながら、五島の良さを知っていただくと共に、併せてこれに付随した五島の経済の活性化と新しい経済活動の創出と支援を行い、広く公益に貢献することを目的」として、活動している。以下は主な事業内容である。

- 1 体験型観光ツアーの企画、運営事業
- 2 体験型観光ツアーのインストラクターの養成事業
- 3 新しい特産品の開発、援助事業
- 4 新しい観光資源の創出事業
- 5 島の景観の保護、整備事業
- 6 夏祭り等既存行事の支援事業
- 7 笠松宏有記念館の委託管理事業
- 8 奈留インフォメーション委託業務
- 9 イルミネーションコンサート

●活動団体・組織の支援

以上の活動実績を有している地域団体の役割については、現在まで継続して実施されてきた景観保全に関わる活動を引き続き実施していくこととする。本計画を実施する上での住民組織として、地域の町内会（自治会）、まちづくり協議会、地区公民館、NPO法人などの既存組織をもとに、継続的な協議の場を持ちながら、官民協働の取組へとつなげる。文化的景観担当課が運営し、必要に応じ整備活用委員会の助言を仰ぎながら開催するが、最終的には住民主導の取組の継続を目的とした支援を行うこととする。

3. 行政の役割

●委員会等の設置と運営（専門家との協力）

現状変更等や整備に当たって審議が必要な場合は専門家等で組織する「五島市文化的景観整備活用委員会」に諮問する。五島市文化的景観整備活用委員会とは学識経験者、専門家、地域住民等で構成し、主に計画の実施状況の管理や、計画内容の見直し、各事業に対する助言・指導を担う組織である。

●開発行為のコントロール

公共事業や民間事業者などの開発行為については、景観条例、景観計画等で行為の誘導を図りつつ、計画段階から景観担当課、文化的景観担当課に事前協議を行い、専門家、有識者から構成する「五島市文化的景観」整備活用委員会の指導・助言を仰ぎながら、進めてきた。（次頁フロー図参照）

本計画対象地域においても、これまで同様の手続きを取りながら、景観維持保全を図っていくこととする。行政の体制を強化し、文化的景観担当課と、景観、文化財（教育委員会）担当課で景観の保存・活用の方針を共有し、農業、水産業、建設など公共事業の多くを担う部局に方針を伝え、施工方法に配慮を払う。また五島市景観まちづくり調整会議を行政（市役所、県五島振興局など）の関係各課及びワーキンググループにより構成し、定期的に開催する会議の中で、各課の取組状況の把握や事業に関する協議を行う。以上のような関係機関との緊密な協力体制を整備し、地域で行われる活動に対し積極的にサポートを行う。

●地域住民への普及啓発活動

文化的景観担当課は普及啓発活動を通して地域住民に愛着を感じてもらうように努める。景観保全に関する活動や事業にあたっては、地域住民の参加、協力を得て実施する。重要文化的景観区域内で工事を行う場合は、市役所に事前連絡を行うよう周知を図る。

●景観保全活動への支援

保存及び活用事業を推進していく上での、財政的措置について、本計画対象地域の保護推進に係る事業については、国や県の各種関係事業補助金を活用して、取組んでいく。

地域住民が行う景観まちづくり活動に対しては、「五島市景観まちづくり活動費補助金（平成23年8月29日交付要綱告示）」など、県や市の補助制度を用いて、住民の金銭的な負担を減らし、継続的に取組んでいけるようする。

また各地の久賀島人会、奈留島人会（久賀島、奈留島出身者の組織）や五島市ふるさと市民など、島外在住の出身者、郷土を応援したい人が支援できる仕組みを構築する。そして価値を共有する民間企業やNPOと協力し、後世に美しい景観を残すことに努める。

